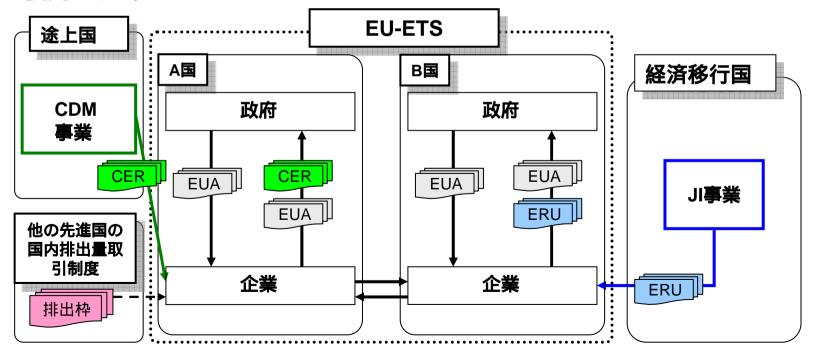
EU域内排出量取引制度(EU-ETS)

- ■EU域内での排出量取引制度。2005年1月から開始(第1フェーズ:2005~2007、 第2フェーズ:2008~2012)。
- ■発電所、石油精製、製鉄、セメント等のエネルギー多消費施設が対象。
- ■各加盟国は対象施設に排出枠(EU-Allowance)を交付。各施設は各年終了後に、 排出量と同量の排出枠を政府に提出する義務あり。義務を果たすため、排出枠等 を買ってくることもできる。
- ■各施設はこの義務を果たすために、CDM/JIによるクレジット(CER,ERU)を使用できる。



*EUAとは、EUの初期割当量(AAU)に対応する形で発行される、EU-ETS内でのみ通用するEU通貨のようなもの。 (環境省作成資料